

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が変わります

国民健康保険（国保）は、被用者保険（協会けんぽ）、

企業の健康保険、船員保険、共済組合）に加入していない方を対象とした制度です。国保は「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税

額」「介護納付金課税額」で構成され、それぞれの税額は「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計額となっています。

○軽減基準を改正

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額と平等割額から該当する軽減割合が減額されます。五割軽減、二割軽減となる基準を改正しました（表1）。

○賦課限度額を改正

国保の負担の上限となる賦課限度額を改正し、基礎課税額を五十八万円から六十一万円に引き上げました（表2）。

後期高齢者医療保険料の軽減割合などが改正

後期高齢者医療は、七十

五歳以上（一定の障がいがある方は六十五歳以上）の方を対象とした制度で、保険料は「所得割額」「均等割額」の合計額となります。○軽減割合が改正 保険料軽減特例の見直しに伴い、世帯主と加入者の



前年の総所得金額などの合計額が基礎控除額（三十三万円）以下で、世帯内の加入者それぞれの公的年金収入が八十万円以下（その他の所得がない）の方の均等割額の軽減割合が九割から八割に改正されました。また、同制度加入の前日に、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減措置の期間が、二年間に改正されました。なお、三年目以降も総所得金額などの合計額に応じて、八・五割から二割の軽減が受けられます。

〈表1〉国保税の均等割額・平等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額（33万円） +27.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者（※1）数）以下	基礎控除額（33万円） +28万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2割	基礎控除額（33万円） +50万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下	基礎控除額（33万円） +51万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

※1 特定同一世帯所属者は、国保制度から後期高齢者医療制度に移行した方です。

○軽減基準が改正

世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額から該当する軽減割合が減額されます。五割軽減、二割軽減となる基準が改正されました（表3）。

医療保険制度を安定的に運営するためには、医療費の適正化を図ることが大切です。日頃から、健康づくりや医療機関の適正受診に

努め、医療費の節約を心掛けましょう。

○お問い合わせ
国保税に関すること
国保年金課
国保係
☎22・7429

・後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課
高齢者医療係
☎22・7466

〈表3〉後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額（33万円） +27.5万円×（被保険者数）以下	基礎控除額（33万円） +28万円×（被保険者数）以下
2割	基礎控除額（33万円） +50万円×（被保険者数）以下	基礎控除額（33万円） +51万円×（被保険者数）以下

介護保険

第1号被保険者（65歳以上）の方の保険料を一部変更

介護保険課介護保険係 ☎22-7616

第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険の保険料は、本人と世帯員の市民税課税状況や、本人の前年の所得金額などに応じて11段階に区分されています。そのうち、所得区分が第1段階から第3段階の方の保険料を変更しました。



○第1段階から第3段階の介護保険料の年額

所得区分	対象となる方	改正前	改正後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方 	32,800円	27,300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 	54,600円	45,500円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える方 	54,600円	52,800円